

### 1 基本理念

本市では、第2次佐伯市総合計画において、まちの将来像「地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり」を目指し、「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」を保健医療・福祉分野の基本政策に掲げ、各分野別施策を位置づけています。

本計画においても、地域生活課題を抱える人に必要な支援・サービスを適切に結びつけられるきめ細かな仕組みを築き、市民一人一人のつながりや社会参加を支援し、誰もが輝く支え合い活動が盛んな地域づくりを進めるため、基本理念を「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」と定めます。



### 2 基本方針

基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を設定します。

#### ① 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り機能を強化し、生活課題を抱えた市民を早期に発見できる「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりを進めます。

#### ② 「佐伯ならではの」包括的な相談支援の推進

生活課題を抱えた市民が、高齢者介護・福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援、女性など、分野別の相談支援と、「制度のはざま」などに対応する柔軟な相談支援により、生活課題の改善・解決につながる適切なサービス・支援が受けられるよう、体制整備を進めます。

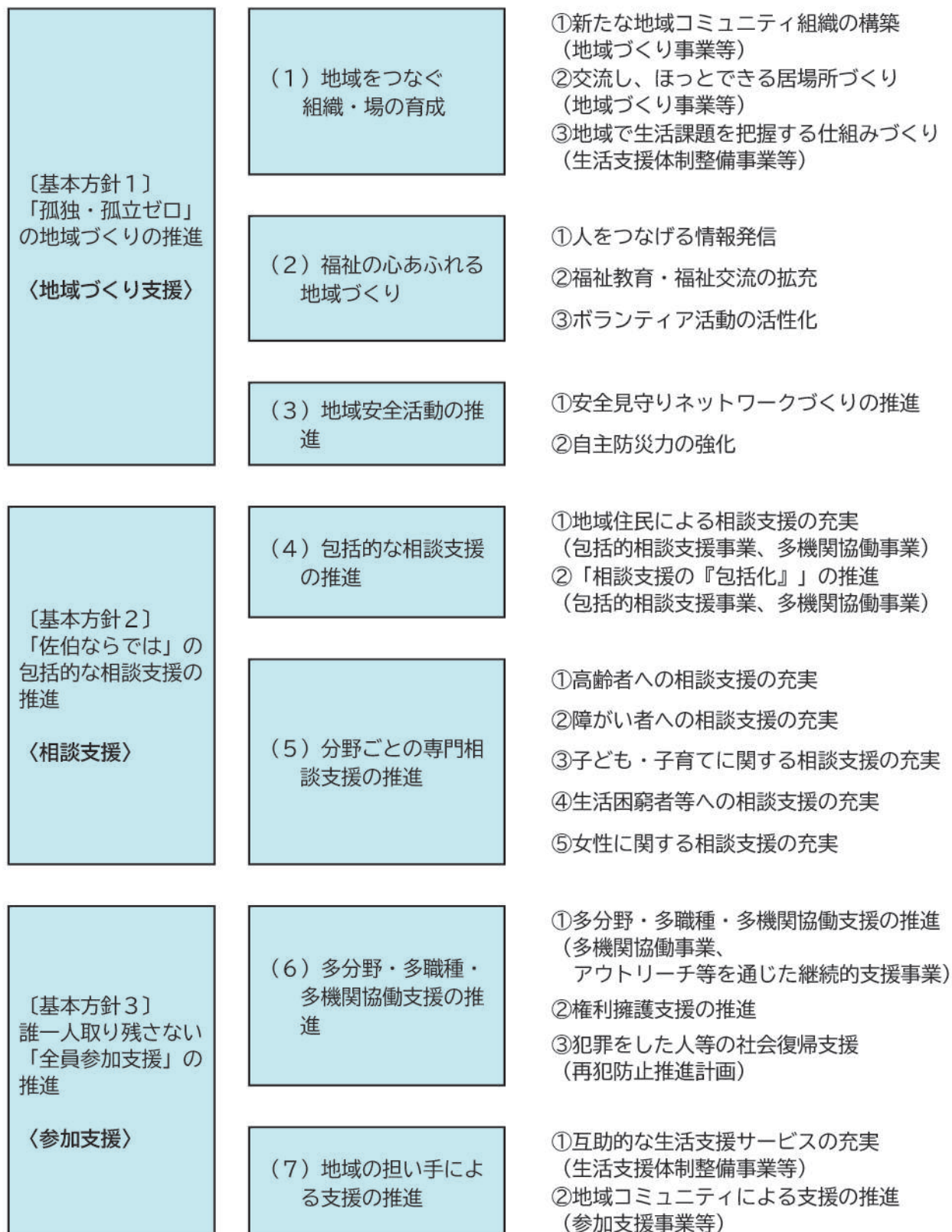
#### ③ 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進

生活課題を抱えた市民に対し、必要なサービス・支援が十分提供されるよう、専門職による公的福祉サービスだけでなく、地域住民自らがサービス・支援の担い手となり、互いに参加・協力し、支えあうネットワークづくりを図る、「全員参加支援」を推進します。

### 3 施策体系

基本方針に掲げる施策の体系図は次のとおりです。

施策体系図





## 基本方針 1 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進

### (1) 地域をつなぐ組織・場の育成

地域住民がお互いに顔見知りとなり、もしもの時に助け合えるつながりを持つよう、自治会を始めとする「地域をつなぐ組織」やサロンなど「地域をつなぐ場」を育成するとともに、地域生活課題を地域で把握する仕組みづくりを進めます。

#### ① 新たな地域コミュニティ組織の構築

##### ◆現状と課題

本市には、368の行政区があり、その次の地域のまとまりとして小学校区や地区公民館の区域があり、その次の広がりとしては合併前の旧市町村の区域があります。

そこでは、自治会、消防団、子ども会、老人クラブ、地区社協など、地域住民が共同体意識を持って自主的に組織活動を行う地域コミュニティ組織があります。また、佐伯市の特徴として、社会教育施設としての地区公民館を単位に、各団体の年次の活動計画が調整され、進められてきた歴史があります。

しかし、人口減少・少子高齢化や地域経済の縮小下にあって、役員の成り手がいなくなるなど、そのままの体制の維持が長期的には困難であると考えられることから、佐伯市では、令和3年1月に「佐伯市地域コミュニティ推進指針」を策定し、分野ごとの実践団体を調整機関である「地域コミュニティ協議会」が束ねる「新たな地域コミュニティ」の構築を目指すこととしました。

これらは、行政主導ではなく、住民自身が考え、納得した地域づくりを進めていくことが大切です。それぞれの地域特性にあわせ、地域住民が安心して幸せに住み続けられる地域を目指して、新たな地域コミュニティ組織の構築を進めていきます。

##### ◆施策の方向

自治会などの地域コミュニティ組織が、各地域の状況に応じて、地域福祉や自主防災、環境保全、伝統文化の継承などの活動を計画的に行い、民生委員・児童委員などと連携しながら、地域の活性化や地域生活課題の改善・解決につなげていくことを継続的に支援していきます。

また、長期的に持続可能な地域づくりを目指し、新たな地域コミュニティ組織づくりの取組を進めます。



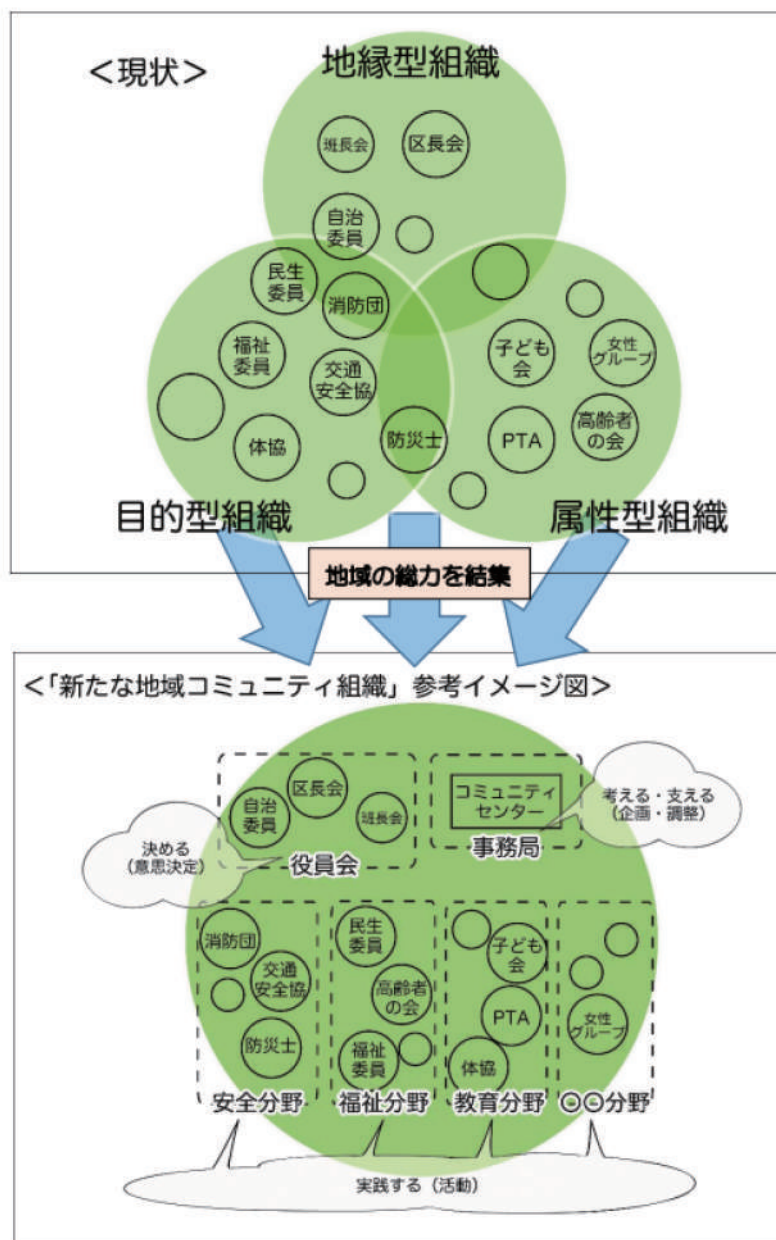
◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
新たな地域コミュニティ組織づくりの推進	コミュニティ創生課	取組地区の選定、地区ごとの話し合いの推進、組織設置の準備
重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」	福祉保健企画課	「新たな地域コミュニティづくり」と連携した地域のプラットフォームの形成

◆目指そう値

項目	単位	実績	目標	設定の根拠・備考
新たな地域コミュニティ組織設置地域数（累計）	地域	令和4年度（2022） 0地域	令和9年度（2027） 19地域	第2次総合計画 後期基本計画

〔参考〕「新たな地域コミュニティ組織の構築」のイメージ



注 上図は「新たな地域コミュニティ組織」の一例です。組織の形態を限定するものではありません。

資料：「佐伯市地域コミュニティ推進指針」（令和4年12月改訂版）

## ② 交流し、ほっとできる居場所づくり

### ◆現状と課題

いつまでも健康で安心して暮らすためには、多様な場に社会参加し、趣味を楽しんだり、適度に体を動かしたりすることが不可欠です。とりわけ、地域生活課題を抱える人にとっては、地域住民が協働でそうした「居場所」を開設し、支え合う関係性の中でそれを運営していくことが有効であり、本市においても、「さいきの茶の間やサロン」など、様々な「居場所」づくりを推進しています。

新型コロナにより活動自粛を余儀なくされたところもありますが、本来の開催に戻しつつ、地域住民の生きがいづくりや閉じこもり防止、さらには地域の絆づくりにつなげていくことが期待されます。

### ◆施策の方向

市では、「ふれあい・いきいきサロン」、「さいきの茶の間」、「子育てサロン」などの運営支援を行っています。今後も、多くの「居場所」が地域づくりや参加支援につながっていくよう、継続的に支援していきます。

### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
「さいきの茶の間」の運営事業	高齢者福祉課	地域の身近な生活の場に気軽に立ち寄れる「地域の通いの場」の運営を支援
サロン等介護予防事業	高齢者福祉課	介護予防活動を通じて人とのふれあいの場を広げる事業を社協へ委託
子どもの居場所づくりに対する支援	こども福祉課	子どもたちの居場所づくり事業の運営助成





福祉機能を担う地域の主な「居場所」

主な対象	名称	令和4年度の状況
高齢者	ふれあい・いきいきサロン	介護予防のためのレクリエーションや健康体操を実施。休止中を除いて138か所。参加者と協力者が協働で主催する「自主型サロン」と、サロン支援員・お助け隊が主導する「支援型サロン」がある。
高齢者	さいきの茶の間	介護予防のためのレクリエーションや健康体操等を1月当り5日以上実施。令和4年度は58団体が活動。また、団体へ健康体操や栄養、口腔指導などの講師の派遣も実施した。
高齢者	佐伯地区「通りゃんせ」	ノルディックウォークによる介護予防。年間18回実施した。(うち1回は九電健康料理教室)。延べ56人が参加した。
高齢者	佐伯地区「通りゃんせがらす」	「通りゃんせ」事業のフォローアップ。年間12回実施。延べ103人が参加した。
高齢者	佐伯地区「3カフェテラス/3カフェテラス in 渡町台」	高齢男性の居場所づくりを目的とした料理教室。年間3回実施。延べ33人が参加した。
高齢者	佐伯地区「地域力アップ懇談会」	中心市街地での高齢者の居場所づくりについての懇談会や、バザーを開催した。
高齢者	上浦地区「元気アップ事業」	ストレッチ、トレーニング、ヨガ等を取り入れた介護予防運動プログラム。年間90回実施。延べ506人が参加した。
高齢者	本匠地区「ひとつむぎ」	介護予防のための体操教室。5名の「ひとつむぎサポーター」が運営サポート。年間5回実施。延べ106人が参加した。
高齢者	宇目地区「このゆびとまれ」	介護予防のための健康体操や制作活動、レクリエーション、おやつ作り等。年間16回実施。延べ95人が参加した。
高齢者	宇目地区「思いやりごはん『うめ』」	一人暮らし高齢者を対象とした調理実習と会食。年間2回実施。延べ13人が参加した。
高齢者	直川地区「シニア世代元気事業」	介護予防のためのストレッチ体操や交流。2か所で年間42回開催。延べ338人が参加した。
高齢者	直川地区「スマホ教室」	スマホの操作説明を兼ねた、介護予防のための脳トレや簡単な体操。年間7回実施した。
高齢者	米水津地区「わいわいプロジェクト」	簡単なヒップホップダンスも取り入れた、介護予防のための体操・運動教室。年間38回実施。延べ247人が参加した。
高齢者	蒲江地区「丸市尾よってみらんかい」	一人暮らしの方の集いの場。1回開催した。
こども・保護者	子育てサロン	佐伯地区6か所、米水津、蒲江、弥生地区各1か所で開催した。
こども・保護者	子ども食堂	市内6か所で月1～2回開催した。
地区住民	直川地区「ふれあいハウス」	幼稚園舎を活用した、高齢者と中学生の居場所づくりを行った。
地区住民	佐伯・弥生地区「チェアー」	「チェアー健康体操」を行った。
地区住民	鶴見地区「さざなみ」	生活支援ボランティアが運営する誰もが寄れる地域の拠点
地区住民	鶴見地区体操教室	40回開催した。
地域住民	手芸ボランティア「結の会」「つむぎ」「Sewing bee」	特技(手芸)を活かしたボランティア活動を行った。(佐伯・蒲江・弥生地区)
生活困窮者	ほっとcafe	ひきこもりや就労に支援が必要な方々を対象とした集いの場。20回開催した。
生活困窮者	きずなファーム	佐伯地区の畑での就労体験、居場所づくり、調理実習(キッチンきずな)、野菜の販売体験(きずなマーケット。6回開催)を行った。
生活困窮者	ワークチャレンジ事業	就労した経験のない方や職業生活にブランクのある方の就労体験を実施した。

### ③ 地域で生活課題を把握する仕組みづくり

#### ◆現状と課題

いつまでも地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケア」を推進するため、介護保険の制度改正において、平成27年度（2015年度）から生活支援体制整備事業が創設され、本市においても取り組んでいます。「生活支援コーディネーター」を調整役として、住民主体による協議体活動を展開し、地域ごとの生活課題を抽出して必要な支援を参加者同士で考えることで、一部の地域では、生活支援サービス団体が創設されるなど、取組が進んでいます。

課題としては、取組の進展が地域により差が見られることや、コロナ禍により住民の集まりが休止・延期を余儀なくされてきたことがあります。引き続き、各地域が主体的に動けるような支援を推進し、小地域での助け合い体制の構築を図っていくことが期待されます。

#### ◆施策の方向

生活支援体制整備事業を通じて、地区ごとに、住民同士、その地区の福祉資源や生活課題について話し合い、課題認識の共有を図るとともに、緩やかな人のつながりづくりを進めます。さらに、その課題の解決に向け、地区ごとに、必要な方策を検討していきます。

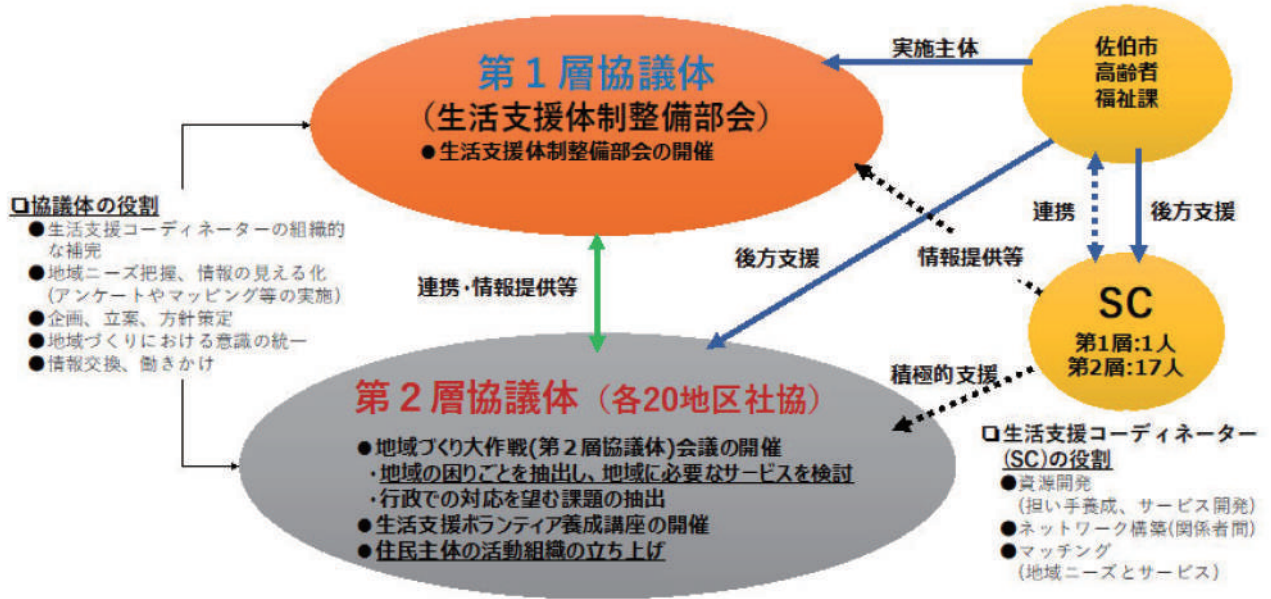
#### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
生活支援体制整備事業	高齢者福祉課	「生活支援コーディネーター」による地域ニーズの把握やネットワークの構築、サービスの担い手の養成、ニーズと取組のマッチング、不足するサービスの構築等

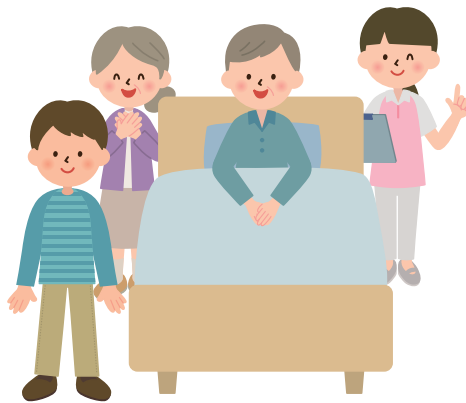




## 生活支援体制整備事業とは



資料：佐伯市「令和5年度 第1回 高齢者にやさしい地域づくり協議会 生活支援体制整備部会資料」をもとに作成





## (2) 福祉の心あふれる地域づくり

人をつなげる情報発信や、学校や地域での福祉教育・福祉交流事業を進めるとともに、ボランティア活動・市民活動の活性化を図り、他人任せにするのではなく、みんなが少しずつ、自分ができることを行う「福祉の心あふれる地域づくり」を進めます。

### ① 人をつなげる情報発信

#### ◆現状と課題

市や市社協では、市民への福祉制度・サービスの情報提供のため、広報紙、パンフレットなどの紙媒体や、ホームページ、ケーブルテレビなどの電子媒体で、広報活動を行っています。

新型コロナの影響により、対面でのコミュニケーションの機会が減少する一方、興味・関心の近い人々と双方向にコミュニケーションを取ることができるSNSやパソコン・スマートフォンの動画撮影機能を使ったりリモート会議などの、新たなコミュニケーションツールが急速に普及しつつあります。

こうした広報・情報通信手段を活用し、行政や地域活動の情報を住民にしっかり伝えることで、市民の交流拡大につなげ、孤独化・孤立化などの地域生活課題の解消を図ることが期待されます。

#### ◆施策の方向

福祉制度や地域情報を「市報さいき」を始めとする様々な紙の広報媒体やホームページ、SNS、ケーブルテレビなどの電子媒体で分かりやすく情報発信し、さらには職員自身が積極的に地域の会合などで市民と直接コミュニケーションを取ることを通じて、市民との交流拡大につなげていきます。

とりわけ、国・地方自治体では、令和3年9月のデジタル庁発足を契機に、自治体DXと呼ばれる、情報技術改革を進めており、本市においても、地域共生社会づくりに寄与する取組を進めていきます。

#### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
デジタル化、自治体DXの推進	情報推進課	デジタル化、自治体DXの福祉分野での活用の推進

## ② 福祉教育・福祉交流の拡充

### ◆現状と課題

本市では、公民館講座や市政出前講座、「夏のボランティア体験事業」、「佐伯市社会福祉大会」、「社協ちびっこフェスティバル」など、様々な福祉教育・福祉交流の講座・イベントが開催されています。

また、学校、保育所・幼稚園・こども園では、地域住民の協力を得ながら、授業や課外活動の中で福祉教育を推進し、子どもたちの福祉の心の育成を図っています。

「地域共生社会づくり」の基本となる福祉教育・福祉交流を一層、拡充していくことが期待されます。

### ◆施策の方向

関係課・関係機関が連携しながら、福祉に関する学習・交流機会の充実を図り、市民一人一人がおたがいさまの意識で福祉活動に取り組む機運の醸成に努めます。とりわけ、コロナ禍で中止・縮小してきた事業については、感染予防対策を進め、再開・再構築を推進します。

### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
市政出前講座での福祉関係講座の開催	市民課	福祉保健企画課による重層的支援体制整備事業に関する出前講座等
公民館講座等での福祉関係講座の開催	社会教育課	各公民館・地域コミュニティセンターでの年間計画に基づく講座の開催

### 〔参考〕令和5年度の佐伯市市政出前講座の内容（抜粋）

課名	講座名	講座内容
福祉保健企画課	佐伯市の男女平等について考える～これまでとこれから～	佐伯市の男女共同参画についての講話及びトークセッション・SDGs カードゲームについて
社会福祉課	災害時避難行動要支援者名簿と個別計画について	災害時避難行動要支援者名簿、個別計画とは何かや、その活用方法。現在の進捗状況について
障がい福祉課	障がい福祉サービスについて	障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援について
こども福祉課	子育て支援について	佐伯市の子育て支援事業について（保育所・児童クラブ・児童手当・児童扶養手当等）
高齢者福祉課	高齢者の現状と介護予防について	佐伯市の高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防の取組などについて
健康増進課	食と健康について	「食」を通じた健康づくりについて



### ③ ボランティア活動の活性化

#### ◆現状と課題

生活支援や環境保全、防災など、特定のテーマを目的とするボランティア活動・市民活動として、市社協の「ボランティアセンター登録団体」を始め、各課所管の団体や個人登録ボランティアが、多岐にわたる活動を行っています。また、職域を始め、市や市社協が関わっていないボランティア活動・市民活動も多数あります。ボランティア活動・市民活動は、地域の活性化や地域生活課題の改善・解決に重要な役割を担うため、継続的に推進していく必要があります。

#### ◆施策の方向

ボランティア活動の入門講座などを通じて、参加者への学習機会や人脈形成の機会の提供に努めます。

また、各課と市社協でそれぞれ所管するボランティア活動の連携を深め、人材のネットワーク化や情報の総合的な発信に努めます。

#### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」	福祉保健企画課	交流・参加・学びの機会を生み出すための、個別の活動や人のコーディネート





### (3) 地域安全活動の推進

誰もが安全に安心して地域で暮らせるよう、地域ぐるみの生活安全活動を推進します。特に、要介護・要支援高齢者や障がい者・児、乳幼児など、災害時などに配慮が必要な市民に対し、近隣住民による日頃からの見守りネットワークづくりを推進します。

#### ① 安全見守りネットワークづくりの推進

##### ◆現状と課題

地域住民一人一人が防犯・交通安全に対して関心を持ち、見守り活動など、できる活動に積極的に協力することは、犯罪や交通事故を未然に防ぎ、安全・安心な地域を築くことにつながります。市や市社協は、そうした意識啓発や活動促進を図っていきます。

また、大規模災害時に、避難行動要支援者が、迅速に安全な場所に避難し、命を守ることができるよう、名簿登録と支援者による支援の仕組みづくりを進める必要があります。

##### ◆施策の方向

佐伯市防犯協会や大分県交通安全協会佐伯支部、「佐伯ながら見守り隊」などのボランティア団体などの関係機関・団体と連携し、あいさつ運動、見守り・パトロール活動の推奨、プライバシー保護に留意した防犯カメラの設置促進、高齢者運転免許証自主返納支援、特殊詐欺等被害防止対策などを行い、地域ぐるみで犯罪の発生防止、交通事故の減少に努めます。

また、本人の承諾の下、事前登録を通じて、避難行動要支援者の状況を、消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社協、自治会（自主防災組織）、地域支援者、その他の避難支援などの実施に携わる者などが日頃から把握し、災害時に必要な支援が行えるネットワークづくりを推進します。

##### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
高齢者の見守り活動の促進	高齢者福祉課	緊急通報システム装置の設置。高齢者等地域支えあい体制づくり支援事業(緊急情報キット事業)の実施
子どもの見守り活動の促進	学校教育課・社会教育課・こども福祉課	市民や学校、関係団体との協働による、地域ぐるみの防犯活動の促進
悪質商法等に関する情報提供の推進	市民課	悪質商法等に関する啓発や情報提供。出前講座等の検討
避難行動要支援者名簿の作成	社会福祉課・防災危機管理課	避難行動要支援者名簿の作成・更新と関係者での情報共有
佐伯市避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の推進	社会福祉課	避難支援プラン(個別計画)の作成・更新と避難支援等関係者間での情報共有

##### ◆目指そう値

項目	単位	実績	目標	設定の根拠・備考
避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の作成地区数	地区	令和4年度(2022) 242	令和9年度(2027) 306	第2次総合計画 後期基本計画

## ② 自主防災力の強化

### ◆現状と課題

大規模災害の初動期には、行政機関による応急対策活動は限定的であり、地域住民が自ら、命を守り、避難生活を安定させ、都市機能の回復を待つ必要があります。このため、地域住民や市内の福祉事業所等職員の防災に対する知識・技術の普及を図り、自主防災力を強化していくことが求められます。



### ◆施策の方向

大規模災害の際に、地域住民が協力して適切な自主防災活動が行えるよう、自治会（自主防災組織）の育成、防災訓練の充実、避難所運営体制の強化などに努めます。

また、福祉事業所において、災害や感染症パンデミックなどにおける業務継続計画（BCP）の策定とこれに基づく研修や訓練の実施などが義務化されたことを受け、市内の福祉事業所等がこれらの活動を円滑的・継続的に実施できるよう、支援を進めます。

### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
地域防災力の強化	防災危機管理課	自主防災組織の育成・支援。防災士の育成、フォローアップ。地域避難訓練の実施促進。市内の福祉事業所等における業務継続計画(BCP)の策定支援

### ◆目指そう値

項目	単位	実績	目標	設定の根拠・備考
地域避難訓練の参加率	%	令和3年度 (2021) 14.8	令和9年度 (2027) 20.0	第2次総合計画 後期基本計画





## 基本方針 2 「佐伯ならではの」包括的な相談支援の推進

### (4) 包括的な相談支援の推進

高齢者、障がい、子ども、女性といった、従来からの分野別の相談支援に加え、総合調整の仕組みや地域での初期ニーズの把握とつなぎの機能を持つ、包括的な相談支援を推進し、「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していきます。

#### ① 地域住民による相談支援の充実

##### ◆現状と課題

支援が必要な状態であっても、本人や家族が相談場所に電話・訪問などで自発的にアクセスせず、適切な支援・サービスに結びついていないようなケースにおいては、支援が必要な人を取り巻く地域住民が公的機関とのパイプ役となることが期待されます。

##### ◆施策の方向

新たなコミュニティ組織づくりなどの取組をとおして、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、ケアマネジャーなどの公職者・専門職だけでなく、できる限り多くの地域住民が、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービスや活動につなぐことのできる支援体制の構築を目指します。

##### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
地域リーダーによる地域生活課題の把握と相談支援へのつなぎの支援	福祉保健企画課・社会福祉課	地域リーダー(民生委員児童委員、ボランティア団体役員等)の活動支援

#### ② 「相談支援の『包括化』」の推進

##### ◆現状と課題

本市の地域生活課題に関する相談支援は、市役所内においても、福祉保健部の各課を始め、市民課、各振興局・出張所、小中学校・幼稚園・保育所・こども園と、分野ごと・地域ごとで行われるほか、市社協・支部や、さらには、民間の相談支援機関、県の機関なども多くあります。

随時、関係課・関係機関と担当者同士が連携して対応し、法令ごとに細分化、専門化された相談形態として機能していますが、相談窓口が一元的でないことや、複合的な課題の解決につなげにくいなどのデメリットがあります。

##### ◆施策の方向

相談者本人のみならず、介護、障がい、育児、貧困、女性などその属する世帯全体の複合的なニーズを捉え、本質的な課題に対し、部局を越えた調整を通じて、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

分野ごとの相談支援を基本としつつ、福祉保健部内に「福祉の総合相談窓口」を設置し、

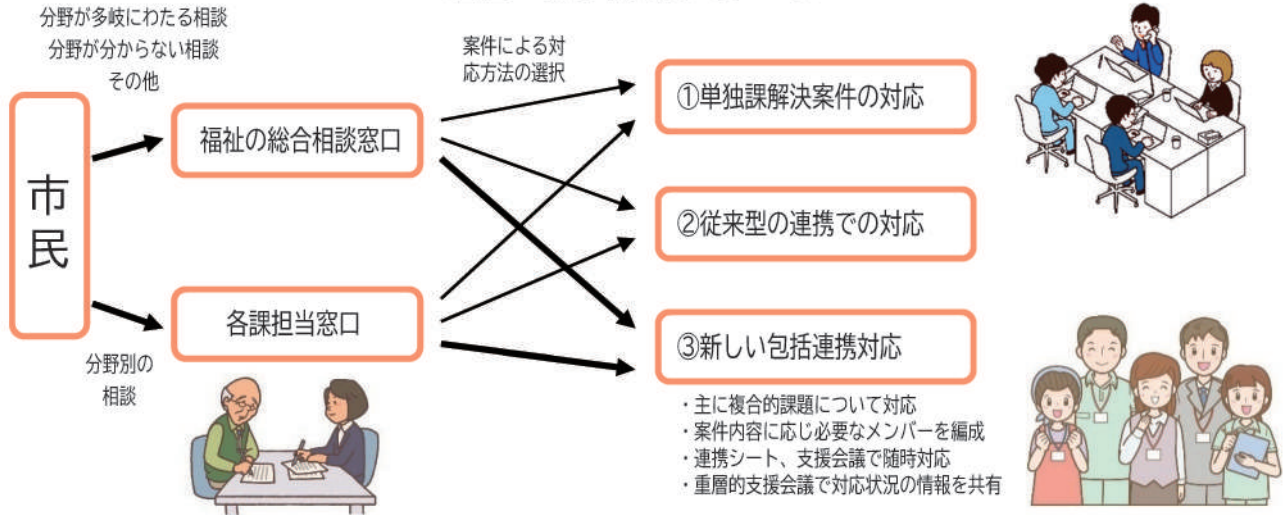


多分野・多職種・多機関調整を行い、複合的な課題の把握と対応に努めます。

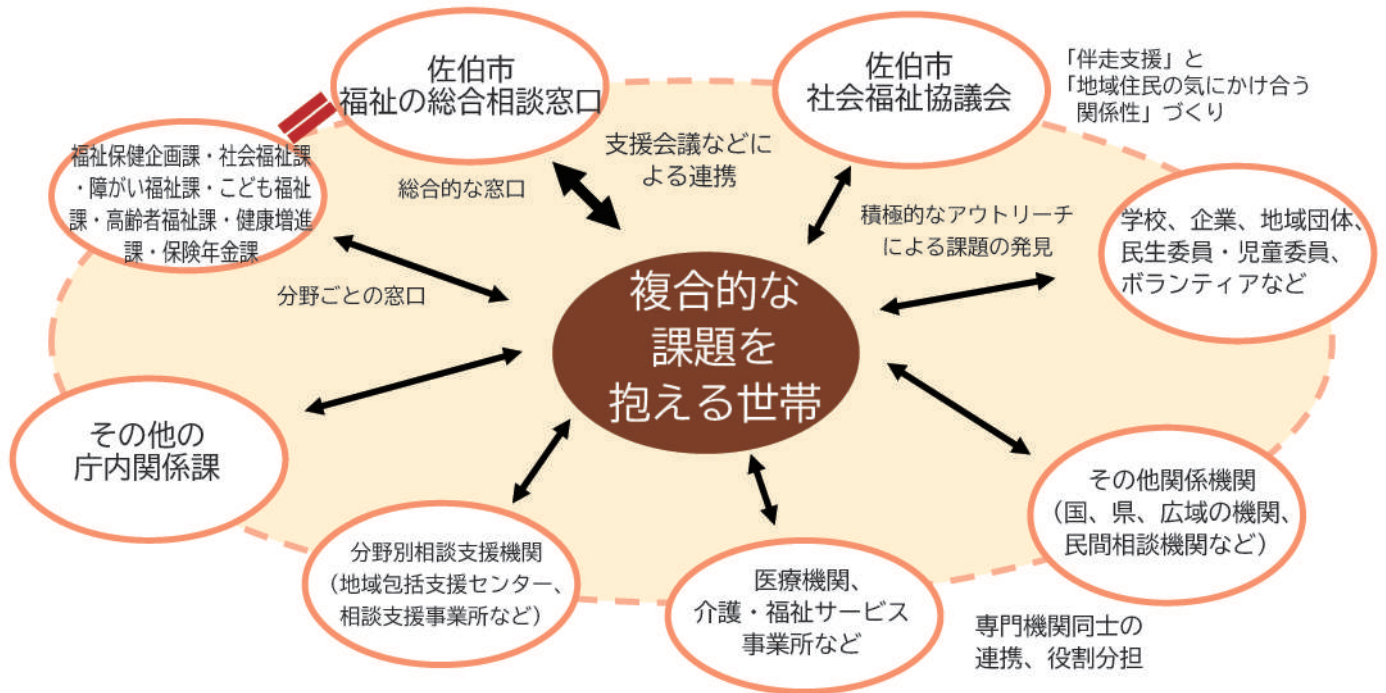
◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援事業」	福祉保健企画課	福祉の総合相談窓口の設置

「福祉の総合相談窓口」のイメージ



相談支援の「包括化」のイメージ



## (5) 分野ごとの専門相談支援の推進

高齢者介護や障がい福祉などの分野では、専門の相談員が、複数のサービスの中から最適なサービスを組み合わせ、サービスの提供側が連携してその人の支援計画をプランニングしていく「ケアマネジメント」が制度化されています。こうした分野ごとの相談支援を推進するとともに、複合的な地域生活課題に対しては、多機関・多職種による包括的な相談支援に的確につなげていきます。

### ① 高齢者への相談支援の充実

#### ◆現状と課題

高齢者への相談支援は、地域包括支援センターでの高齢者総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、各居宅介護支援事業所でのケアプランの作成を軸に行われています。また、佐伯市地域ケア会議を定期的で開催して、個別課題の解決、地域課題の抽出や関係機関とのネットワークの構築等に努めています。各関係機関との連携を強化し、適切な相談支援をさらに進めることが求められます。

#### ◆施策の方向

関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

#### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
佐伯市地域包括支援センターの運営	高齢者福祉課	総合相談。包括的、継続的ケアマネジメント。権利擁護。介護予防ケアマネジメント。地域ケア会議の運営 ※

※ 当事業のほか、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」及び「認知症総合支援事業」等にも取り組み、高齢者のニーズに応じた相談支援体制を充実させていきます。

### ② 障がい者への相談支援の充実

#### ◆現状と課題

障がい者への相談支援は、市障がい福祉課において、障害者手帳の交付、障がい福祉サービスの利用に必要な障害支援区分の認定、各種手当の支給などの相談を受けるとともに、佐伯市保健福祉総合センター和楽内の「佐伯市障がい者相談支援センター」を始め、民間の相談支援事業所において、福祉サービスの利用のほか、生活の様々な場面に対する相談支援を行っています。また、佐伯市地域自立支援協議会を定期的で開催して、関係機関の情報共有に努めています。

障がい者（児）の生活課題が多様化・複雑化する中で、ニーズを的確に福祉サービスにつなげ、自立した日常生活を営むことができるよう支援していくことが求められます。



◆施策の方向

市障がい福祉課を中心に、関係部局や各相談支援事業所、その他各種団体・機関と連携しながら、障がい者やその家族から相談を受け、一人一人の状況に応じた適切なサービス・支援につなげていきます。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
障がい者に関わる相談支援体制の充実	障がい福祉課	各相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい者・児の福祉サービスの利用支援を実施

### ③ 子ども・子育てに関する相談支援の充実

◆現状と課題

子ども・子育てに関する相談支援は、市こども福祉課のほか、妊娠・出産期からの包括的な窓口として、「佐伯市子育て世代包括支援センター『さいきっず まある』」（佐伯市保健福祉総合センター和楽内で健康増進課が開設）、市内7か所の「地域子育て支援拠点」、各幼稚園・保育所・こども園、小中学校など、市や民間を含む多くの関係機関で行っており、引き続き、適切な相談支援を進めることが求められます。

◆施策の方向

関係機関が連携し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない包括的な相談支援を推進し、子育てに関する悩みや不安の解消を図るとともに、適切なサービス・支援につなげていきます。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
児童に関わる相談支援体制の充実	こども福祉課・健康増進課	子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点での相談支援、利用者支援の実施
要保護児童対策に関わるネットワークの強化	こども福祉課	要保護児童対策協議会の運営。代表者会議、実務者会議、個別会議による課題の早期対応





#### ④ 生活困窮者への相談支援の充実

##### ◆現状と課題

生活困窮者への相談支援は、市社協に運営委託している「佐伯市くらしサポートセンター『きずな』」において、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度などを活用しながら、就労などによる自立を目指す相談支援が行われるとともに、市社会福祉課が生活保護の相談支援を行っています。

生活困窮者へのセーフティネットとして、引き続き、適切な相談支援を進めることが求められます。

##### ◆施策の方向

生活保護に至る前の段階の自立支援策である生活困窮者自立支援事業において、ハローワーク・協力企業などと連携した就労支援や住居確保給付金支給などを計画的に行い、継続的な支援を推進するとともに、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正給付を図ります。

##### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
生活困窮者に関わる相談支援体制の充実	社会福祉課	生活困窮者自立相談支援の委託実施。 生活保護の適正給付

#### ⑤ 女性への相談支援の充実

##### ◆現状と課題

DVやセクハラ、性暴力など女性に対する暴力に関する相談支援は、市役所（福祉保健企画課、社会福祉課、障がい福祉課、こども福祉課、高齢者福祉課、市民課など）や社会福祉協議会が、被害者の相談にそれぞれ対応している状況であるが、関連部署や機関との連携に多くの課題がある。

さまざまな暴力を受けている相談者やその家族へのセーフティネットとして、引き続き、適正な相談支援を進めることが求められます。

##### ◆施策の方向

あらゆる暴力を受ける女性に対する継続的で横断的な支援の推進を図ります。

##### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援事業」	福祉保健企画課	福祉の総合相談窓口の設置

## 基本方針 3 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進

### (6) 多分野・多職種・多機関協働支援の推進

地域生活課題の複雑化や複合的な問題の発生に対応していくため、各分野でそれぞれの課題に取り組むこれまでの在り方を基本にしつつ、機動的に多分野・多職種・多機関協働で施策推進を図ります。

複合的な問題を抱え、利用できる公的福祉サービスが十分でない場合にも、地域住民と市社協・行政が協働で、問題解決のための新たな「受け皿」の創出を図り、誰も取り残さない「全員参加支援」を推進します。

#### ① 多分野・多職種・多機関協働支援の推進

##### ◆現状と課題

地域生活課題を持つ人の相談を受け、ケースにあった最適な支援・サービスを行うには、「多分野・多職種・多機関の協働支援」が欠かせません。

この仕組みとして、本市では、庁内調整を随時行うほか、高齢者介護・福祉における「高齢者にやさしい地域づくり協議会（地域ケア推進会議）」、障がい者福祉における「地域自立支援協議会」、生活困窮者自立支援の「調整会議・連絡会議」などにより、多分野・多職種・多機関の連絡調整に努めています。

また、複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、「重層的支援体制整備事業」により、「重層的支援会議（プランの協議）」を運営しながら、一人一人に対する「支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプラン」を作成し、「多分野・多職種・多機関の協働支援」を進め、課題の改善・解決につなげていくことが求められます。





◆施策の方向

本市では、従来から、特定の課のみで検討・対応することでは解決に向かうことが困難な地域生活課題に対して、高齢者介護・福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援、女性、生活困窮者支援の担当課を中心に、健康づくり、教育、地域コミュニティ、生活安全など、行政内部の各分野の担当者が連携・協働した対応に努めています。

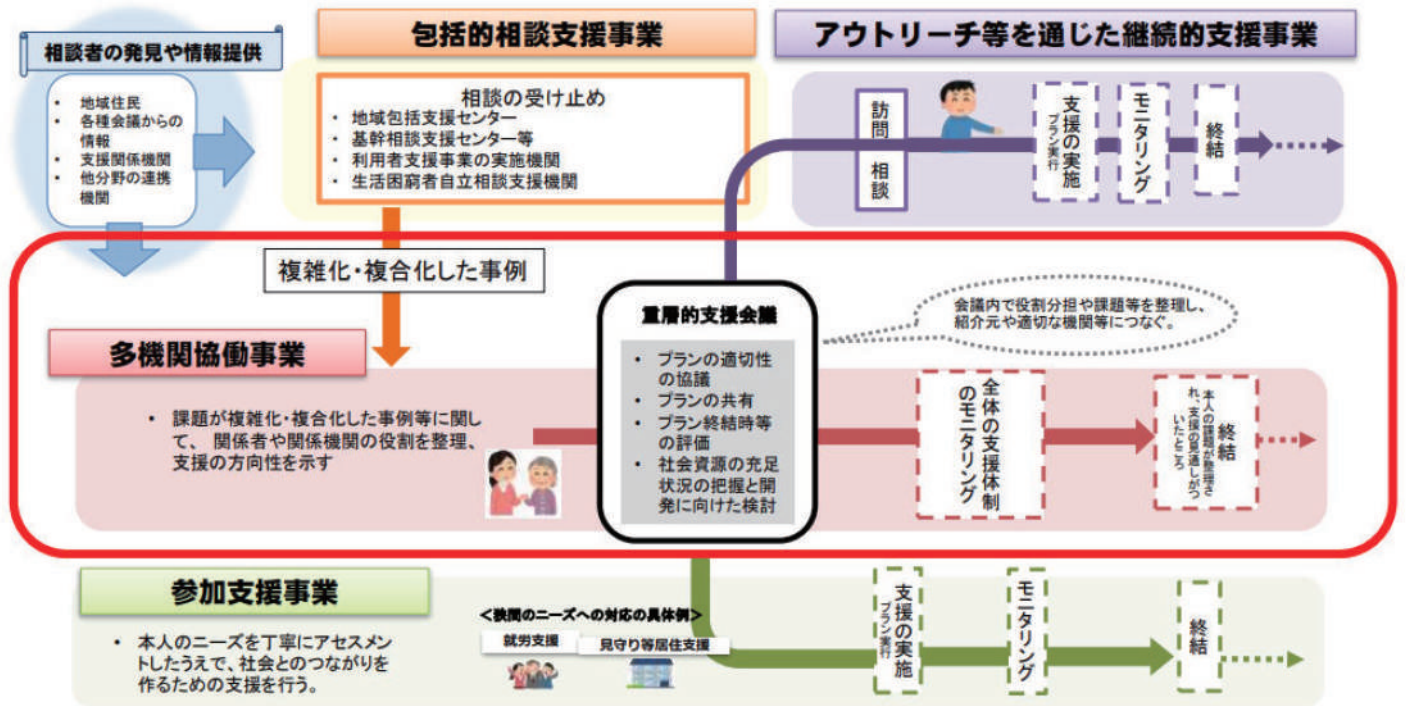
従来型の連携だけでは不十分なケースについては、必要なメンバーが必要に応じて連携・協働する「新しい包括連携対応」を進めていきます。

また、庁外を含む「多分野・多職種・多機関の連携・協働」については、既存の協議体を引き続き運営するとともに、「重層的支援会議（プランの協議）」を設置・運営し、「参加支援」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を含め、複数の支援をコーディネートし、課題の改善・解決に努めていきます。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
重層的支援体制整備事業の「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の推進	福祉保健企画課	「支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプラン」の作成。「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」による支援の実施

重層的支援体制整備事業における「重層的支援会議」の位置づけ



資料：厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について」



〔参考〕重層的支援体制整備事業における「支援会議」（個別ケースの検討）の位置づけ

## 支援会議（法106条の6）の設置の背景

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

### 現行制度における課題

#### ○ 支援における情報共有は本人同意が原則

- ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者間で把握・共有されていない事案等の中には、世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案がある。



### 支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定

- ・ 本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。



12

資料：厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について」



## ② 権利擁護支援の推進

### ◆現状と課題

判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があり、必要とする方がこれらの制度を適切に利用できるよう、支援が求められます。

また、判断能力の低下や弱い立場を有する人たちは、人権侵害を受けやすい状況にあり、関係機関が連携し、権利擁護の啓発を一層進めることが求められます。

成年後見制度のイメージ



資料：法務省ホームページ

### ◆施策の方向

権利擁護に関する啓発・教育を継続的に推進するとともに、多分野・多職種・多機関が協働して、適切な相談支援を推進します。

判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービスなどの利用支援に対しては、成年後見制度をはじめ、様々な支援制度の活用を促進していきます。

成年後見制度については、成年後見制度利用促進法に基づき、利用促進方策を定めます。  
(詳細は、「第6章 成年後見制度利用促進基本計画」に掲載します。)

### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
成年後見制度利用支援事業	高齢者福祉課・障がい福祉課	経済的理由等で制度を利用できない人への費用助成等





### ③ 犯罪をした人等の社会復帰支援(佐伯市再犯防止推進計画)

#### ◆現状と課題

本市では、佐伯保護区保護司会・佐伯地区更生保護女性会・佐伯地区BBS会・協力雇用主会などの更生保護団体を中心に、社会を明るくする運動等により犯罪や非行の防止、再犯防止について、啓発活動を実施しています。社会を明るくする運動の強調月間である7月に実施している募金活動については、地区が取りまとめに協力してくれていることもあり、多くの市民からの賛同を得て、更生保護活動の貴重な財源となっています。このように、更生保護活動について、地域の理解が進んでいることが本市の特徴と言えます。

全国の刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、総数に占める再犯者の割合は依然として高く、大分県においても5割近くで推移しており、本市も例外ではありません。

犯罪をした人等の多くは、仕事・住居・生活費・健康状態・修学・社会的孤立等の問題を抱えていることから、再犯防止のための施策を計画的に推進することが必要です。

#### ◆施策の方向

安全・安心な地域社会を実現するためには、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがないように支援していくことが重要です。犯罪をした人等が孤立することがないように、地域の理解と協力を得ながら、関係機関と連携して再犯防止の取り組みを推進します。

#### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
就労・住居の確保	社会福祉課 建築住宅課 障がい福祉課	生活困窮者自立相談窓口における、公営住宅等へのつなぎや住居確保給付金の手続き等、住居の確保に向けた相談支援。 障がい者相談支援センターすきっぷ、障がい者就業・生活支援センターじゃんぷ、ハローワーク佐伯、佐伯高等技術専門校等と連携した、犯罪をした人等の特性に応じた就労支援
保健医療・福祉サービスの利用の促進	社会福祉課 障がい福祉課 高齢者福祉課 健康増進課	社会福祉協議会と連携した、福祉的支援が必要な人に対する、生活保護制度や障がい福祉サービス等、適切な保健医療・福祉サービスの利用促進。 地域包括支援センターと連携した、生活に不安を抱える高齢者に対する、介護保険制度や一般介護予防事業等の利用促進。 南部保健所等と連携した、精神的な病気や薬物乱用等で悩んでいる人達に対する相談支援
学校等と連携した修学支援の実施	学校教育課	各学校との協力による、社会を明るくする運動（作文コンテスト等）への参加を通じた、犯罪防止に関する理解の促進。 各学校やスクールカウンセラー等との協力による、様々な問題を抱える児童・生徒に対する相談支援
民間協力者の活動及び啓発活動の推進	社会福祉課	更生保護活動を行っている保護司会・更生保護女性会・BBS会・協力雇用主会の活動支援。 保護司会と連携した、社会を明るくする運動の推進



## 犯罪をした人等の支援体制

### 犯罪をした人等の支援体制



### 取組の役割分担

取組の主体	取組
市民の取組	犯罪をした人等の生きづらさの背景を理解しましょう。 更生保護活動に関心を持ち、参加しましょう。
近隣住民の取組	犯罪をした人等が孤立しないよう気にかけて、温かく見守りましょう。 更生保護活動に誘い合って参加しましょう。
地域や関係団体の取組	「社会を明るくする運動」をはじめとする更生保護活動を推進しましょう。 協力雇用主会の活動を理解しましょう。
行政の取組	更生保護団体と連携し、活動内容の広報や活動支援に努めます。 関連部署が連携し、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。



## (7) 地域の担い手による支援の推進

核家族化や少子高齢化、さらには複合的な福祉課題の増加が進む中で、あらゆる福祉ニーズに公的サービスの量的拡大のみで応えていくことには限界があります。つなげる先のない難しいケースであっても、「地域の力」で課題の改善・解決に進めるよう、地域の支え合いの資源を育て、つなぎ、公的サービスを補完する支援事業・サービス、ネットワークへと発展させていきます。

### ① 互助的な生活支援サービスの充実

#### ◆現状と課題

「互助的な生活支援サービス」は、介護保険、障がい者総合支援、子ども・子育て支援など、制度による福祉を補完するインフォーマルサービスとして、住民有志が非営利な有償活動として組織的・継続的に福祉サービスを提供するものです。

「互助的な生活支援サービス」は、生活の様々な困りごとの解決につながるとともに、参加者自身も社会貢献する喜びを得られることから、市や市社協などの公的機関がその育成を図っていくことが期待されます。

#### ◆施策の方向

生活支援体制整備事業は、介護保険の財源により市が市社協に運営委託する事業であり、当該事業を通じた生活支援サービスの創設と継続的な運営を促進していきます。

なお、直川地区では、生活支援体制整備事業が市から委託される前（平成26年）から、直川振興局がリードして地域住民と生活支援体制整備の検討を進め、有償ボランティア団体「直川地域協力隊」が「互助的な生活支援サービス」を実施しています。他地域においてもサービスの創設と既存団体の安定的なサービス提供を促進していきます。

#### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
生活支援体制整備事業による「生活支援サービスの実施支援」	高齢者福祉課	市社協との協働による、家事支援、草刈り、買物代行等を行う生活支援サービスの育成支援。複合的な課題に対応できる体制づくり
有償ボランティア団体「直川地域協力隊」の生活支援サービスの実施支援	直川地域コミュニティセンター	提供ボランティアの育成。ニーズに沿ったサービスの開発。複合的な課題に対応できる体制づくり



## 各地区の生活支援ボランティア団体のサービス提供実績

団体名	利用実績										主なサービス内容
	R1		R2		R3		R4		計		
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	
1 青山助け合い隊	-	-	1	1	1	1	2	2	4	4	家事支援、草刈り、諸事代行
2 大入島たすけ愛隊	15	18	1	2	1	1	-	-	17	21	軽作業、草刈り、収権等
3 木立中野河内お助け隊	-	-	-	-	-	-	3	27	3	27	家事支援、掃除、草刈り
4 床木とことこ隊	-	-	-	-	6	12	5	7	11	19	家事支援、掃除、見守り、草刈り等
5 本匠たすけ愛隊「みずくるま」	12	15	13	27	11	17	7	37	43	96	家事支援、掃除、草刈り等
6 宇目つくし隊	11	12	50	141	39	131	20	24	120	308	家事支援、見守り、草刈り
7 直川地域協力隊	27	33	24	30	36	45	30	65	117	173	家事支援、掃除、草刈り等
8 鶴鶴クラブ	24	46	25	66	28	60	9	96	86	268	家事支援、掃除、草刈り、買物代行等
9 米水津たすけ愛隊	34	95	27	89	24	63	15	123	100	370	家事支援、掃除、草刈り、買物代行等
10 畑野浦生活支援隊	4	10	50	76	26	25	4	112	84	223	草刈り
11 竹野浦カントリー支援隊	11	11	11	11	10	10	1	8	33	40	草刈り
12 弥生ちよこちよこマーチ	-	-	-	-	-	-	11	63	11	63	家事支援、掃除、病院付き添い等
13 車地区おたすけ隊	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	家事支援、掃除、草刈り等
計	138	240	202	443	182	365	108	565	630	1,613	

## ② 地域コミュニティによる支援の推進

### ◆現状と課題

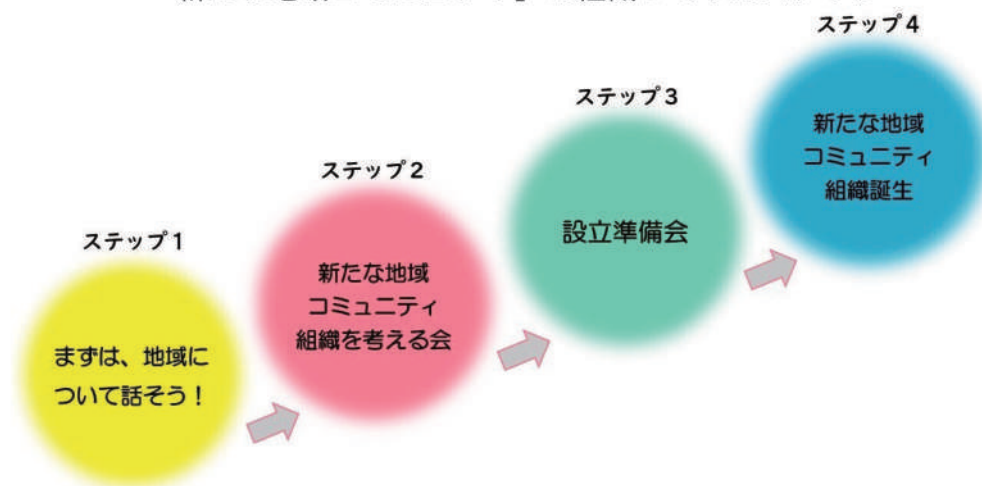
「新たな地域コミュニティ組織づくり」の取組は、令和3年度に4地域で始まり、令和5年度現在、12の地域で話し合いが進められています。各地域では、まず、地域内で住民同士の話し合いが持たれた後、新たな地域コミュニティ組織の設立を進め、一部の地域で当該組織が誕生しています。

「新たな地域コミュニティ組織」は、従来からの地縁型組織、目的型組織、属性型組織の縦割りを廃し、企画調整部門を一元化し、総合的・分野横断的に総合的な運営を目指すところに特徴があり、市社協が所管してきた20の地区社協活動も、「新たな地域コミュニティ組織」の一機構に組み込むこととなります。

地域内での住民同士の話し合いでは、「配食の支援、組織づくり」、「コミュニティセンターロビーのカフェスペース化」、「(過疎地域での) コンビニ的販売店の運営検討、実施」といった生活支援事業の意向も示されており、地域生活課題の解決につながるこうした事業の実現を促進していくことが求められます。



## 「新たな地域コミュニティ」の組織づくりのステップ



### ◆施策の方向

新たな地域コミュニティ組織において、地域住民と行政の協働により、地域まちづくり計画を策定し、生活課題の改善・解決につながる新規事業メニューの検討、事業計画の策定、事業の実施を促進していきます。

### ◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
新たな地域コミュニティ組織での生活支援事業の実施促進	コミュニティ創生課	地域まちづくり計画の策定。事業メニューの検討。事業計画の策定。事業の実施支援
重層的支援体制整備事業の「参加支援事業」、「地域づくり事業」	福祉保健企画課	「新たな地域コミュニティ組織づくり」と連携した地域のプラットフォームの形成。地域の要支援者のニーズを踏まえた社会参加のマッチングや生活支援メニューづくり

